

筆界特定の手続に関する通知

下記 1 の筆界特定の手続について、不動産登記規則第 245 条第 5 項の規定に基づく下記 2 の関係人に対する下記 3 の通知を、同項の規定により準用する不動産登記規則第 217 条第 4 項の規定により掲載する。

令和 8 年 7 月 15 日

京都地方法務局筆界特定登記官

記

1 筆界特定の手続の表示

手続番号 令和 7 年第 139 号

対象土地 京都市山科区勧修寺東栗栖野町 35 番 1
京都市山科区勧修寺東栗栖野町 35 番 8

2 関係人の氏名又は名称

林市郎兵衛

3 通知をすべき事項

- (1) 筆界特定の申請の取下げがあった旨の通知
- (2) 上記(1)の事項を記載した書面をいつでも関係人に交付する。

筆界特定の手続に関する通知

下記 1 の筆界特定の手続について、不動産登記規則第 2 4 5 条第 5 項の規定に基づく下記 2 の関係人に対する下記 3 の通知を、同項の規定により準用する不動産登記規則第 2 1 7 条第 4 項の規定により掲載する。

令和 8 年 7 月 1 5 日

京都地方法務局筆界特定登記官

記

1 筆界特定の手続の表示

手続番号 令和 7 年第 1 3 9 号

対象土地 京都市山科区勧修寺東栗栖野町 3 5 番 1
京都市山科区勧修寺東栗栖野町 3 5 番 8

手続番号 令和 8 年第 1 7 号

対象土地 京都市山科区勧修寺東栗栖野町 3 5 番 7
京都市山科区勧修寺東栗栖野町 2 9 番 2

2 関係人の氏名又は名称

小宅亀次郎

3 通知をすべき事項

- (1) 筆界特定の申請の取下げがあった旨の通知
- (2) 上記(1)の事項を記載した書面をいつでも関係人に交付する。